



廃棄物管理責任者制度・減量計画書について

令和8年2月

名古屋市環境局資源循環推進課



1. 廃棄物管理責任者制度について



廃棄物管理責任者とは

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第24条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下、「**事業用大規模建築物**」という。）の所有者は、（省略）**廃棄物管理責任者**を選任し、市長に届け出なければならない。

対象者

事業用大規模建築物の所有者

- ・事業の用途に供される部分の延べ面積が**1,000㎡以上**の建築物
- ・一つの建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が**500㎡を超える店舗**



多量排出事業者

- ・事業系一般廃棄物を**年間36トン**又は**月平均3トン**を超えて、市の処理施設に搬入する事業者



廃棄物管理責任者とは

廃棄物管理責任者の業務

業務	具体例	時期
廃棄物の実態把握	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の種類・発生量・資源化量の把握・ 現在の廃棄物の分別・処理体制の確認	年間を通じて実施
廃棄物の減量・資源化の計画立案と進捗管理	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの減量と資源化に向けた計画の立案・ 計画の進捗状況の管理	
従業員やテナント等への指導・啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 分別の種類・方法等の周知・ テナント会議や従業員研修会等の開催	
立入調査の受入	事業者環境推進員（本市職員）が実施する立入調査への立会	数年に1回 (再調査の場合はすぐ)
廃棄物管理責任者講習会の受講	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物管理責任者講習会の受講・ 受講後アンケートへの回答	毎年3～5月頃

立入調査の流れ



事業者環境推進員より連絡

電話：(052) 385-9912
時間：午前9時～午後4時

- ・ 事業系廃棄物減量計画書と立入調査事項チェック表を基に聞き取り
- ・ ごみ置き場や設備の確認
※写真を撮影します
- ・ 発生抑制及び資源化の実施状況の確認
- ・ 確認後の助言・指導、相談

見直し・改善の必要がある場合のみ再調査実施

チェック項目の例

1 業種 業種:3	6 廃棄物・資源化物の保管場所 (1) 保管場所の規模 <input type="checkbox"/> 十分な規模が確保されている <input type="checkbox"/> 十分な規模が確保されていない
2 テナントの有無 <input type="checkbox"/> 自社ビル <input type="checkbox"/> テナントビル()種)→セキュリティ等なし 一階層の可否 <input type="checkbox"/> 可(平日中/数ヵ月後) <input type="checkbox"/> 不可(コロナ/その他)	(2) 保管場所の状況 <input type="checkbox"/> 衛生的に管理されている <input type="checkbox"/> 衛生的に管理されていない
3 廃棄物・資源化物の (1) 可燃ごみ (収集曜日:月/火/水/木/金/土/日/毎日) <input type="checkbox"/> 分別されている <input type="checkbox"/> 不運物が混入している(口一部 <input type="checkbox"/> 相当) <input type="checkbox"/> 空きびん <input type="checkbox"/> 空き缶 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 段ボール <input type="checkbox"/> 雑がみ <input type="checkbox"/> その他()	7 廃棄物・資源化物の処理ルート把握 <input type="checkbox"/> 回収業者を把握している <input type="checkbox"/> 回収業者、持込先を把握している <input type="checkbox"/> 回収業者、持込先ともに把握していない
(2) 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 分別されている <input type="checkbox"/> 不運物が混入している(口一部 <input type="checkbox"/> 相当) <input type="checkbox"/> 空きびん <input type="checkbox"/> 空き缶 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 段ボール <input type="checkbox"/> 雑がみ <input type="checkbox"/> その他()	8 指定袋の使用状況 <input type="checkbox"/> 使用している(記名 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 使用していない
(3) 資源化品目 <input type="checkbox"/> 空きびん <input type="checkbox"/> 空き缶 <input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 段ボール <input type="checkbox"/> 雑がみ	9 立入調査の結果について 1 結果 左記3、4でのチェック項目による 2 改善事項 ア 可燃の分別を徹底 イ 資源化可能物は、収集業者に相談して資源化 ウ 検査書類(シュレッダーごみ紙など)について、収集業者に相談して資源化 エ 雑がみ回収箱等を設置するなど分別の仕



事業者環境推進員

可燃ごみの中

全ての事業用大規模建築物で**数年に1度**立入調査を実施しています！

参考：テナントへの排出状況調査・啓発

古紙分別のアドバイス

- ・ 資源化できる雑がみの分別状況の確認及び説明
- ・ 分別ボックス設置の提案

生ごみ排出調査

- ・ 発生量調査
- ・ 食品ロス削減・資源化の案内

プラスチック削減の取組

- ・ プラスチック削減に向けた取組の調査

本市の排出実態調査員が
テナントを個別に訪問し、
ごみ減量・資源化に
関する啓発を行います！

排出実態調査員



希望される場合は立入調査の際にお声かけください！

2. 減量計画書・廃棄物管理責任者選任届について



廃棄物管理責任者の提出書類

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第25条 事業用大規模建築物の所有者は、（省略）
事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、
当該計画書を市長に提出しなければならない。

業務	具体例	時期
廃棄物管理責任者選任(変更)届出書 ※	選任(変更)された廃棄物管理責任者の氏名、連絡先等	選任(変更)後速やかに
事業系廃棄物減量計画書 ※	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物減量の前年度実績 廃棄物減量の計画 	毎年5月31日まで

※多量排出事業者は「多量廃棄物減量計画書」「多量廃棄物管理責任者選任(変更)届」



廃棄物管理責任者の変更時に提出がないと、本市からの案内が正しく送付できないおそれがあります。必ず提出をお願いします！



第1号様式の2(第3条の3)

※

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

年 月 日

(あて先)名古屋市長

所有者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)
電話番号 () -

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
建築物の名称	
新 選 任 者	会社名
	職名
	(フリガナ)
	氏名
連 任 者	住所 (〒)
	電話番号 () -
	所有者との関係
変更前	旧 廃棄物管理責任者 職名・氏名
	連絡先(電話) () -
	選任(変更)年月日
	変更理由

※収集業者は選任できません

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

減量計画書の書き方

様式ダウンロードはこちら

インターネットで

名古屋市 減量計画書

または



義務2:「減量計画書」の提出



ページID1026034 更新日 2025年10月17日

印刷 大きな文字で印刷



提出について

事業用大規模建築物の所有者及び多量排出事業者は、毎年5月31日までに、産業廃棄物発生量や資源化量等に関する前年度実績と当該年度の計画量をまとめた「事業系産業廃棄物減量計画書」(多量排出事業者の場合は「多量産業廃棄物減量計画書」)を作成して、市長あてに提出しなければなりません。

所有者

- 共有者又は管理組合の代表者
- 建物を事実上占有して使用している方
- 建物の総合的な管理権限を委託されている方

第1号様式の3 (第3条の4)

※

事業系産業廃棄物減量計画書 (令和 年度)

(あて先) 名古屋市長

所有者の 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

名古屋市産業廃棄物の減量及び適正処理に関する

建築物の所在地		発生量 トン/年 (A+B)	ごみ処分量 トン/年 (A)	資源化量 トン/年 (B)	資源化率 (%) (B)/(A+B)
年 度 実 績	建築物の名称				
	廃棄物の種類				
	古紙				
	OA用紙 (コピー紙等)				
	新聞・雑誌・段ボール				
	機密書類 (溶解処理・スルツァー古紙)				
	雑がみ (包装紙・紙屑等)				
	生ごみ				
	うち食品ロス (可食部)				
	せん定枝類				
	紙おむつ				
	可燃ごみ				
	空き缶				
空きびん					
ペットボトル					
その他					
金属類 (アルミ缶など)					
ガラス類 (空きびん除く)					
発泡スチロール					
プラスチック類 (ペットボトル・発泡スチロール除く)					
不燃ごみ					
合計 (C)		0	0	0	
年 度 計 画	建築物の名称				
	廃棄物の種類				
	古紙				
	OA用紙 (コピー紙等)				
	新聞・雑誌・段ボール				
	機密書類 (溶解処理・スルツァー古紙)				
	雑がみ (包装紙・紙屑等)				
	生ごみ				
	うち食品ロス (可食部)				
	せん定枝類				
	紙おむつ				
	可燃ごみ				
	空き缶				
空きびん					
ペットボトル					
その他					
金属類 (アルミ缶など)					
ガラス類 (空きびん除く)					
発泡スチロール					
プラスチック類 (ペットボトル・発泡スチロール除く)					
不燃ごみ					
合計 (D)		0	0	0	
対前年度比率 (%) (D/C)		0%	0%	0%	

建築物の所在地
建築物の名称

(注) この計画書は、前年4月1日から3月31日までの実績及び4月1日から翌年3月31日までの計画を記入してください。
(注) 事業系一般産業廃棄物について記入してください。産業廃棄物については記入しないでください。(日本産業規格A列4番)

廃棄物・資源化物の量の把握方法

① 排出する際に計量する

ばねばかりや体重計を利用してごみの重さを計量する

② 一定期間計量し、ごみの排出状況を把握する

一定期間のごみ量を種類ごとに計量し、年間のごみ量を推計する
※時期の変動の考慮が必要

③ 許可業者等との契約量から把握する

契約量を基に、排出するごみの種類の割合で按分し、推計する

④ 許可業者等から可能な範囲で報告をもらう

資源化物専門の資源回収業者が回収している場合は、回収業者からの伝票等で把握する

減量計画書の書き方（上段・実績）

生ごみを多量に排出する場合に記入

把握している場合に記入

上記以外の可燃ごみを記入
(資源化できない紙類、文具、ゴム手袋など)

建築物の所在地		発生量 トン/年 (A+B)	ごみ処分量 トン/年 (A)	資源化量 トン/年 (B)	資源化率 (%) (B)/(A+B)
建築物の名称					
廃棄物の種類					
古紙	OA用紙 (コピー紙等)				
	新聞・雑誌・段ボール				
	機密書類 (溶解処理・シュレッダー古紙)				
	雑がみ (包装紙・紙箱等)				
生ごみ	生ごみ (食品廃棄物)				
	うち食品ロス (可食部)				
せん定枝類					
紙おむつ					
可燃ごみ					
空き缶					
空きびん					
ペットボトル					
その他	金属類 (スプレー缶など)				
	ガラス類 (空きびん除く)				
	発泡スチロール				
	プラスチック類 (ペットボトル・発泡スチロール除く)				
不燃ごみ					
合計 (C)		0	0	0	

発生量 - ごみ処分量 = 資源化量

※テナントが複数入居している場合、個々のテナントの合計量を記入してください

発生量

ごみ処分量 (t) 資源化量 (t)

納品業者やベンダー回収の量もできるだけ記入

産業廃棄物は含まない

黄色部分は様式 (エクセル) では自動計算されます



- ・重量の単位は t (トン) で記入してください
- ・産業廃棄物は含まないでください



減量計画書の書き方（下段・計画）

令和8年度計画	廃棄物の種類		発生量 トン/年 (A+B)	ごみ処分量 トン/年 (A)	資源化量 トン/年 (B)	資源化率 (%) (B)/(A+B)
	古紙	OA用紙（コピー紙等）				
	新聞・雑誌・段ボール					
	機密書類（溶解処理・シュレッダー古紙）					
	雑がみ（包装紙・紙箱等）					
生ごみ	生ごみ（食品廃棄物）					
	うち食品ロス（可食部）					
	せん定枝類					
	紙おむつ					
	可燃ごみ					
	空き缶					
	空きびん					
	ペットボトル					
その他	金属類（スプレー缶など）					
	ガラス類（空きびん除く）					
	発泡スチロール					
	プラスチック類（ペットボトル・発泡スチロール除く）					
	不燃ごみ					
	合計 (D)	0	0	0	0	
	対前年度比率(%) (D/C)	0%	0%	0%	0%	

(注) 計画書は、前年4月1日から3月31日までの実績及び4月1日から翌年3月31日までの計画を記入してください。

(注) 産業一般廃棄物について記入してください。産業廃棄物については記入しないでください。（日本産業規格A列4番）

黄色部分は様式（エクセル）では自動計算されます



- ・重量の単位はt（トン）で記入してください
- ・産業廃棄物は含まないでください



発生量は増加していませんか？

- 購入量は適正か
- 食品ロスの発生量は減らせないか

ごみ処分量は増加していませんか？

- 古紙（資源化できる紙類）がごみに混入していないか

資源化量は低下していませんか？

- 分別によって新たに資源化できる品目はないか

裏面も忘れずに記載してください！

提出方法

作成した書類を各 **1部** 提出してください！（※副本の返送が必要な場合は**郵送**のみ）

郵送

送付先

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市 環境局 資源循環推進課

⚠ 副本の返送が必要な場合

- ・ 書類 **2部**
- ・ 返送用封筒
（返信先記載、切手貼付が済んでいるもの）



電子メール

宛先

daikibo-kanri@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp

メール本文に記載する内容 提出者の所属、氏名、連絡先

⚠ 留意事項

- ・ **管理対象の大規模建築物が1件の方**が対象です
- ・ エクセル、ワード、PDFのいずれかで提出してください
- ・ 受領連絡はありません

電子申請

名古屋市電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



⚠ 留意事項

- ・ エクセル、ワード、PDFのいずれかで提出してください
- ・ 受付時・承認時に受領連絡があります
- ・ 承認には数日～1か月程度時間を要します



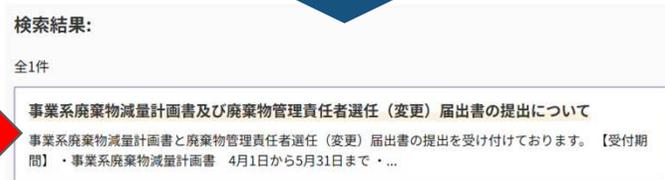
提出方法

電子申請の流れ

名古屋市電子申請サービスにアクセスし「減量計画書」で検索
※廃棄物管理責任者選任届を出す場合もこれでOK!



こちらをクリック



事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の提出について

事業系廃棄物減量計画書と廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の提出を受け付けております。

【受付期間】
・事業系廃棄物減量計画書 4月1日から5月31日まで
・廃棄物管理責任者選任(変更)届出書 常時

申請リンク

事業系廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の提出について

下にスクロールするとリンクが出てくるのでリンクをクリック

Grafferアカウントを利用する方
ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

Grafferアカウントがある/登録したい場合はこちら

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

Grafferアカウントがない場合はこちら

利用規約に同意し、各項目を入力
書類は最大10件までアップロード可能

詳しくはこちら



申請受付メールが届いたら完了!

